

社会福祉法人東根福祉会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性の活躍推進を図るなど、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2.内容

目標1 : 男性の育児休暇の期間内の1名以上の実施

〈対策〉

- 令和6年5月～ 策定段階での育児休暇取得対象職員のリストアップ
- 令和6年7月～ 対象職員（今後対象となりうる職員含む）へのアンケート実施
- 令和6年8月～ アンケート結果の分析と問題点の検討
- 令和6年度中～ 1名以上実施
（以上を毎年度繰り返し実施する）

目標2 : 課題分析の結果、正規職員に占める女性の比率が約70%であるので、管理職(主任以上)に占める女性割合を70%まで引き上げる。(現在48.1%)

〈対策〉

- 令和6年4月～ 就業規則見直し開始（定年延長含む）
- 令和6年10月～ 対象者となる男女職員に対して管理職育成研修を実施
- 令和6年11月～ 人事考課制度の研修
- 令和7年2月～ 管理職登用試験の実施
- 令和7年4月～ 合格者の管理職への登用
（上記5項目を3年間継続することにより、目標を達成する。）

目標3 育児休暇からの復帰者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育成等に関する研修の実施

〈対策〉

- 令和6年7月～ 職位別研修と対象者の把握
- 令和6年8月～ 対象者への復帰者支援対応研修の実施
（各年度毎、対象者向けに原則同時期に実施する。）